老齢厚生年金	老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	
当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金が	当該老齢厚生年金が	
当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	当該老齢厚生年金	第四項第一号
当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額	老齢厚生年金の額	
第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の総額	老齢厚生年金の総額	
当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	当該老齢厚生年金	第四項第二号
第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の総額	老齢厚生年金の総額	
各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項	附則第十三条の四第三項	第五項
当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	当該老齢厚生年金	第五項第一号
第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の総額から	老齢厚生年金の総額から	
第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	老齢厚生年金	第五項第二号
各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項	附則第十三条の四第三項	第一項
老齢厚生年金	老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	第二項

4　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に存続連合会が支給する解散基金に係る老齢年金給付について法附則第十三条の八の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項
老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	老齢厚生年金
当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項
老齢厚生年金	老齢厚生年金
当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項
老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	老齢厚生年金
当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
附則第十三条の四第三項	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第十三条の四第三項
老齢厚生年金	老齢厚生年金
当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
附則第十三条の六第一項	附則第二十一条第二項及び厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第八条の六第一項の規定により読み替えられた附則第十三条の六第一項

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る加給年金額に関する経過措置の特例の適用に関する読替え）

第八条の七　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の額の計算について、法附則第十六条の規定により読み替えられた法第四十四条第一項及び第三項（法及びこの政令並びに他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法附則第十六条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第八条の規定による老齢厚生年金（	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金（
その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の	当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した
老齢厚生年金について	当該一の期間に基づく老齢厚生年金について
第四十四条第一項中	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項中「規定する一の期間」とあるのは「規定する一の期間（以下この項及び第三項において「一の期間」という。）」と、
取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	取得した当時、当該
により当該	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該
附則第八条の規定による老齢厚生年金に	当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金に